

公益財団法人 山崎香辛料振興財団

2026 年度研究助成募集要領

(2025 年度との変更点は赤字で記載)

1 趣 旨

本財団は、「香辛料に関する調査研究を行い食品産業の発展と国民生活の改善向上に寄与すること」を目的として、1983 年 7 月に設立されました。昨今は、**急激な気候変動、地政学的な変化への対応等、私たちが持続的に香辛料の恩恵に与るために、克服すべき多種多様な課題が増えて参りました。**

2026 年度につきましても、幅広い分野の香辛料研究者への助成金給付により研究の促進を図り、従来からの目的「食品産業の発展と国民生活の改善向上」に加え、「香辛料の持続可能な未来に向けての研究」に貢献して参ります。今年度より、これら課題に対する先進的な研究や、新たな着想の研究に取り組む若手研究者の育成、支援に特に力を入れて参ります。

2 助成の対象となる研究範囲

助成の対象となる研究の範囲は、香辛料の基礎的研究並びに香辛料の関連分野に関する研究で、具体的には、次に掲げる①～⑦テーマに関する研究とします。

- ① 香辛料の成分研究
- ② 香辛料の機能性研究（生活習慣病予防、老化抑制、生理機能への効果等）
- ③ 香辛料の栽培・育種に関する研究
- ④ 香辛料の調理・加工・応用に関する研究
- ⑤ 香辛料の香りに関する研究
- ⑥ 香辛料の社会科学、人文科学分野の研究
- ⑦ その他、助成の趣旨に沿っている研究

※③、⑥では、産地における気候変動対策、サプライチェーンにおける社会課題対策等の“香辛料の持続可能な未来に向けての研究”を含む。

3 助成の対象者

原則として、2 に掲げる研究を行う日本国内の国公立大学、公的研究機関に所属するグループ又は単独（個人）とします。

4 助成金交付要件

- (1) 助成金の交付により研究の促進が期待できるものであること。
- (2) 助成金を必要とする研究の計画と費用に合理性があること。
- (3) 財団に報告された研究の経過及びその結果については、公表できるものとすること。

(4) 同一もしくは類似申請課題において他の機関から重複して助成を受けていないこと。

5 助成金額

(1) 2026年度助成金総額は1,600万円。助成金は、1件で1年あたり最大100万円とします。よって2026年度より4件増えて16件の採択数となります。(2026年度申請課題からの採択と、2025年度からの継続助成審査通過課題を合わせて)

6 助成期間

(1) 助成期間は、1年とします。(今年度より単年の申請のみとなります。)
2026年10月1日から2027年9月30日まで

7 申請方法

(1) 電子申請システム (Graain) のアカウント登録をしてください。

→ <https://www.service.graain.net/Z4bQF/general/login>

アカウント登録済みの方は(2)に進んでください。

(2) 電子申請システムにログインし、「2026年度研究助成」プログラムより以下の申請手続きをしてください。

- ① 「2026年度助成申請書様式」(word)、「2026年度助成推薦書様式」(word)をダウンロードし必要事項を記入してください。記入方法詳細については、「2026年度助成申請書・助成推薦書記載要領」をご覧ください。
- ② 申請書、推薦書は必要事項記入後(推薦書は押印も)、pdfファイルへ変換してください。
- ③ 申請画面から必要事項を入力し、①、②で作成した申請書(pdf)・推薦書(pdf)各ファイルをアップロードして申請してください。
- ④ 申請を受領した場合、または記載に不備があり差戻した場合には、アカウント登録メールに通知が届きます。

(3) 申請締切日 2026年5月31日(日)

8 選考及び決定通知

選考結果(採択の有無)及び採択された場合の助成金額、助成期間は、電子申請システム内の「2026年度研究助成」プログラムで通知します。

なお、選考は、専門委員会で厳正に審査いたしますので、採否の理由に関するお問い合わせには回答いたしかねますことを予めご了承ください。

9 助成金の交付

助成金は、交付決定通知後、研究の実施に支障のないよう、可能な限り速やかに交付します。

10 報 告

助成期間終了後原則として30日以内に以下の報告書を電子申請システム内の「2026年度研究助成」プログラムで、提出していただきます。

- ① 研究の経過とその結果を記載した「研究報告書」
- ② 研究成果の進捗とその発展性などを記載した「研究成果普及計画書」
- ③ 助成金の収支を記載した「助成金収支報告書」

11 研究成果の扱い

- (1) 当財団による研究助成の成果の論文発表等を行う場合は、当財団から研究助成を受けた旨を記して下さい。
- (2) 学会、論文、取材等で発表される場合には、事前に当財団にご連絡下さい。
- (3) 研究成果に基づいた特許又は実用新案の出願に際して、当財団は権利を主張しません。
- (4) 「研究報告書」「研究成果普及計画書」は、一般より要請があれば開示させていただきます。

12 その他

- (1) 研究報告書等の提出が理由なく大幅に遅延した場合、及び申請書の内容と乖離している場合、並びに不適切な会計処理等が認められた場合は、助成金の一部又は全部の返還を求めることがあります。
- (2) 当財団が主催する研究報告会等への参加をお願いする場合があります。

本件問合せ)

事務局 佐竹 良昭

TEL 03-6810-3600 FAX 03-3537-2126

E-mail : yoshiaki_satake@sbfoods.co.jp

URL : <https://www.yamazakispice-promotionfdn.jp>